

議案第 4 号 生活交通確保維持改善計画案について

1 目的及び沿革

国の事業仕分けに伴い、路線バスや鉄道、離島航路・航空路などの、地域公共交通に対する国の支援制度が一本化され、平成 23 年度に、「地域公共交通確保維持改善事業」が創設された。

国は、同改善事業による支援（補助金交付）の対象を、“地域の多様な関係者による議論を経た「地域の交通に関する計画」に基づき実施される取組”としており、本市が運行するふれあいバス及びデマンド交通に対する補助を受ける場合は、霧島市地域公共交通会議の承認を経て策定する「生活交通確保維持改善計画」に掲載されることが要件となっている。

2 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

本市は、交通空白・不便地域に居住する高齢者や児童・生徒等の交通弱者等に配慮した輸送サービスの整備を行うことを目的に、平成 20 年 4 月からふれあいバスを運行している。

また、ふれあいバスの利用者が少ない地域における新たな移動手段として、平成 23 年 10 月から霧島地区永水地域、平成 24 年 12 月から溝辺地区有川地域において、また、平成 29 年 10 月から霧島地区向田地域、福山地区佳例川地域及び小廻・中央・大廻地域においてデマンド交通の運行を開始し、高齢者等の交通移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図ってきたところである。

ふれあいバス等は、高齢者等を中心に、生活交通路線として必要不可欠であるが、人口減少や自家用車の普及により利用者は減少を続け、収支悪化により市の財政負担も増加している等、大きな課題を抱えているといえる。

このようなことから、今後も継続して、ふれあいバス等の路線を維持・確保するとともに、市内小中学校等の児童生徒の交通手段の確保、中山間地域の活性化を図ること等を目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。

3 補助対象路線

対象運行系統は、地域公共交通確保維持改善事業（平成 23 年度創設）の前身である「地域公共交通活性化・再生総合事業」を適用していた「溝辺地区、福山地区及び牧園地区の一部路線」、
「地域公共交通確保維持改善事業」創設以降に新たに運行を開始した、デマンド交通である。

○国庫補助対象路線等一覧（補助対象期間：令和元年 10 月～令和 2 年 9 月）

	区分	地区	運行事業者	運行系統名称
1	ふれあいバス	溝辺	南国交通(株)	竹子・三縄・横川線
2				麓線
3				空港崎森線
4		福山	鹿児島交通(株)	福沢線
5				福地・池之谷線
6				比曾木野線
7				福地線（スクール対応）
8				福沢線（スクール対応）

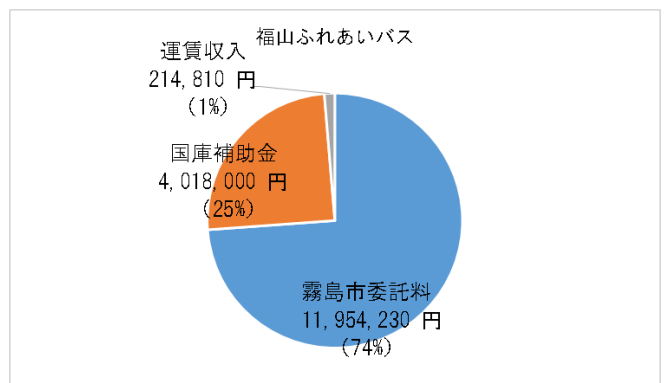
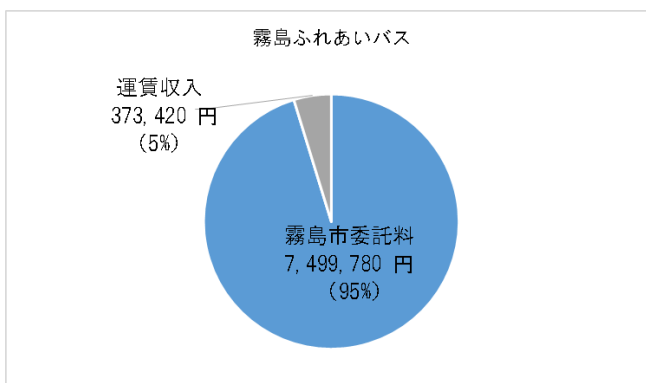
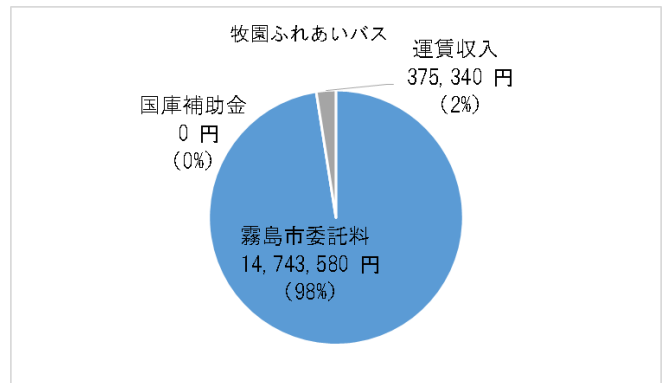
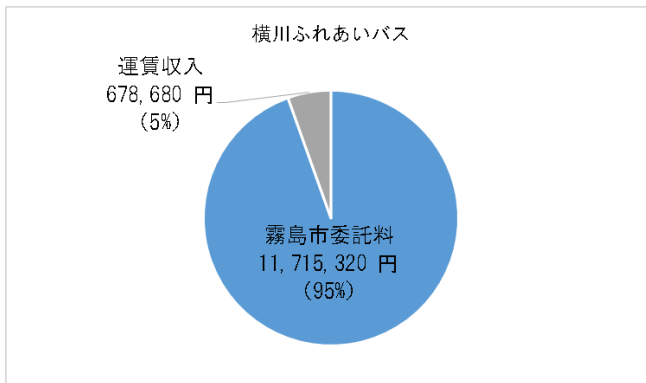
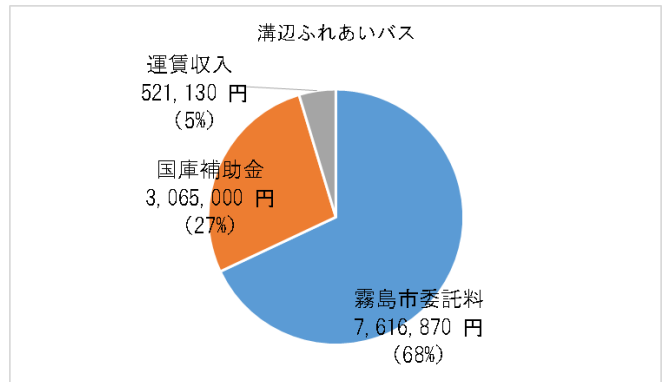
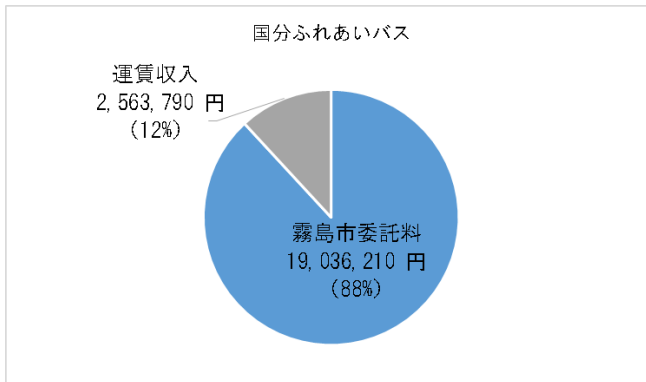
9		牧園	鹿児島交通(株)	霧島牧園線
10	デマンド交通	霧島	(株)有村観光	永水・向田線
11			第一交通(株)	狭名田・野上線
12		溝辺	(有)中村タクシー	有川線
13		福山	(有)中村タクシー	佳例川線
14			(有)中村タクシー	福山線

4 令和2年度事業に係る補助金交付までのスケジュール

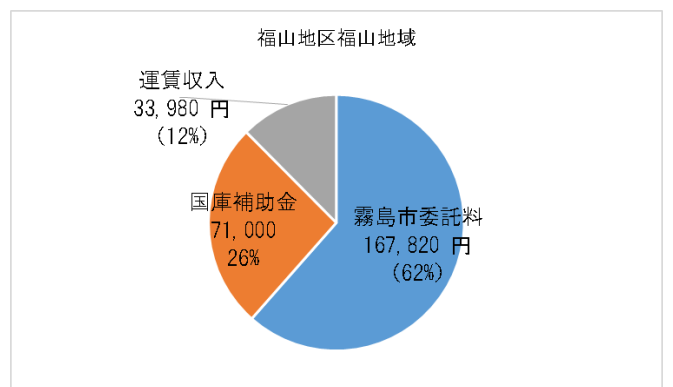
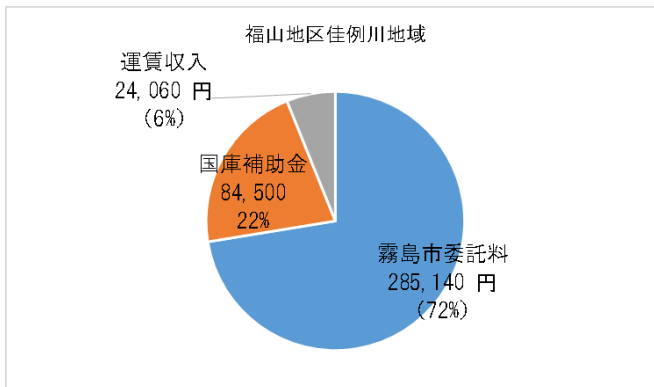
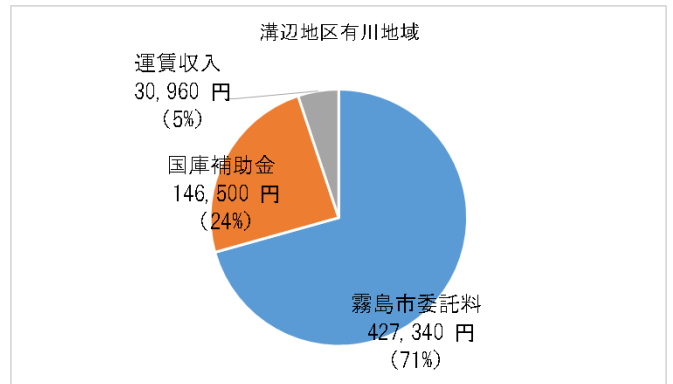
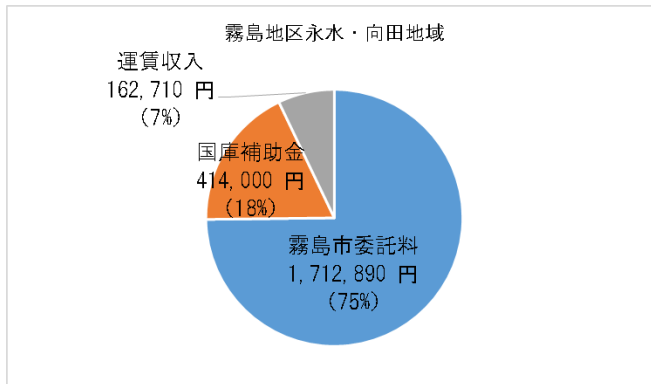
	霧島市	国(九州運輸局)	運行事業者
R1.5月 ～ 6月	①交通会議の開催 ◆計画の承認及び提出	(収受)	
9月	(収受)	②計画の認定	
10月			③計画に基づき事業実施
R2.9月			(R1.10.1～R2.9.30)
	ただし、事業実施期間中に、「ふれあいバスの路線の廃止」、「デマンド交通の新規導入」等を行う場合は、計画の変更認定申請を行います。		
11月		(収受)	④運行実績に基づき、事業者が補助金交付申請
R3.1月	⑤自己評価	⑥2次評価	
3月		⑦補助金支払	(収入)

5 参考

《ふれあいバスの運行に係る財源一覧（平成30年度決算ベース）》



《デマンド交通の運行に係る財源一覧（平成30年度決算ベース）》



生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

生活交通確保維持改善計画の名称

霧島市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、交通空白・不便地域に居住する高齢者や障がい者、児童・生徒等の交通弱者等に配慮した輸送サービスの整備を行うことを目的に、平成20年4月からふれあいバスを運行している。

また、ふれあいバスの利用者が少ない地域における新たな移動手段として、平成23年10月から霧島地区永水地域、平成24年12月から溝辺地区有川地域において、また、平成29年10月から霧島地区向田地域、福山地区佳例川地域及び小廻・中央・大廻地域においてデマンド交通の運行を開始し、高齢者等の交通移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図ってきたところである。

ふれあいバス等は、高齢者等を中心に、生活交通路線として必要不可欠であるが、人口減少や自家用車の普及により利用者は減少を続け、収支悪化により市の財政負担も増加している等、大きな課題を抱えているといえる。

このようなことから、今後も継続して、ふれあいバス等の路線を維持・確保するとともに、市内小中学校等の児童生徒の交通手段の確保、中山間地域の活性化を図ること等を目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

対象路線の1便当たり目標乗車人員は次のとおり。

路線名	R1年度	R2年度	R3年度
竹子・三縄・横川線	5.2人	5.4人	5.6人
麓線	3.2人	3.4人	3.6人
空港崎森線	2.0人	2.2人	2.4人
福沢線	2.0人	2.2人	2.4人
福地・池之谷線	2.2人	2.4人	2.6人
比曽木野線	2.0人	2.0人	2.0人
福地線（スクール対応）	4.0人	4.2人	4.4人
福沢線（スクール対応）＊登校便	5.0人	5.2人	5.4人
福沢線（スクール対応）＊下校便	3.0人	3.2人	3.4人
霧島牧園線	2.0人	2.0人	2.0人
永水・向田線	1.5人	1.7人	1.9人
狭名田・野上線	1.5人	1.8人	2.0人
有川線	1.2人	1.3人	1.4人
佳例川線	1.5人	1.7人	1.9人
福山線	2.6人	2.8人	3.0人

(2) 事業の効果

- ふれあいバス等の地域内フィーダー路線を維持することにより、特認校児童の通学手段及び高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
- 幹線・支線のネットワークが連携することで、中心部への通院・買い物・通学手段や空港へのアクセス手段を確保できるとともに、地域間交流の活性化にも資するものである。
- 国・県・市及び事業者の連携の下、より住民のニーズに即したよりよい交通ネットワークの構築を図ることができる。

3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<利用者の移動実態に応じたふれあいバスの運行>

利用者へのヒアリング等を実施し、運行時刻・ルート等、利用者ニーズに合致した運行形態への見直しを実施する。【霧島市】

※霧島市地域公共交通網形成計画 P101 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

○ふれあいバス

溝辺地区・・・南国交通(株)

福山地区・・・鹿児島交通(株)

牧園地区・・・鹿児島交通(株)

(運行事業者決定の経緯)

当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、路線バスを運行している事業者は、それぞれ1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

○デマンド交通

霧島地区永水・向田地域・・・(株)有村観光

霧島地区狭名田・野上地域・・・第一交通(株)

溝辺有川地区・・・(有)中村タクシー

福山地区佳例川地域・・・(有)中村タクシー

福山地区福山地域・・・(有)中村タクシー

(運行事業者決定の経緯)

運行区域内又は運行区域近隣に営業所を有する事業者は、それぞれ1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

なお、霧島市から運行事業者への委託料額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
南国交通(株)、鹿児島交通(株)、(株)有村観光、第一交通(株)、(有)中村タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 協議会の開催状況と主な議論	
令和元年5月30日に令和元年度第1回霧島市地域公共交通会議を開催し、本計画について協議	
16. 利用者等の意見の反映状況	
利用者の要望に応じ、運行ルートや時刻等の一部変更を行った。	
17. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	鹿児島県企画部交通政策課
関係市区町村	霧島市企画部地域政策課
交通事業者・交通施設管理者等	別添「霧島市地域公共交通会議委員名簿」参照
地方運輸局	鹿児島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	別添「霧島市地域公共交通会議委員名簿」参照

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島県霧島市国分中央3丁目45番1号

(所 属) 霧島市企画部地域政策課

(氏 名) 甲斐 平

(電 話) 0995-45-5111 (内線1546)

(mail) 000979@city.kirishima.lg.jp